

日本共産党を代表して、今2月定例会に提案された議案に対する討論を行います。

わが党は、議案第1号、13号、14号、15号、24号、26号、30号、32号、33号、41号、42号、43号、45号、48号、51号、52号、54号、68号、71号の19議案に反対します。残りの議案については賛成いたします。

まず、議案第1号、平成21年度一般会計当初予算についてです。

私は、県議会に送っていただいて、10年になりますが、これ程まで、県民の福祉や教育が削られた予算は過去ありませんでした。重大なのは、この切り捨てが未曾有の不況の中で、強行されようとしていることです。

地方自治法は第1条の二で、地方自治体の責務を「住民の福祉の増進を図る」と定めています。新年度予算案は、「福祉の増進」どころか、県民の福祉を後退させるものであり、地方自治体の役割を投げ捨てるものだと言わざるをえません。

福祉切り捨ての象徴は、福祉医療費助成制度への一部負担金の導入です。

山口県の福祉医療費助成制度のうち、乳幼児と重度心身障害者の制度は1973年から、母子家庭は1978年にスタートしました。いずれも、県民の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることが目的でした。以来、約30年間、県民福祉の増進に果たしてきた役割は計り知れません。

この制度の根幹である「自己負担は無料」の原則を壊そうとする二井知事の政治責任は重大です。加えて、この大改悪は知事が知事選挙で示したマニフェストにも反していることも明らかです。この点での知事の政治責任を重ねて指摘しておきます。

知事は、厚生委員会において、一部負担金導入は「制度を持続可能な形で引き継ぐため」だと強弁されました。しかし、「制度が持続可能かどうか」は、限られた財源のなかで、何を優先するかを選択です。

平成20年度の県政世論調査で県民が特に力を入れて欲しいと願っている施策の1位は、「安心できる医療体制づくり」です。

新年度予算で、この「施策」は後退させる一方、37位と低位の「国内外とのネットワーク整備」に関連する高規格道路建設には139億円、港湾整備事業には61億円を計上するなど、優先順位が逆さまです。

さらに新年度予算で、福祉団体などへの団体運営費補助が廃止されていることも重大です。

福祉医療費助成制度の改悪反対を求めた県腎友会、県母子寡婦福祉連合会、県手をつなぐ育成会、県日本筋ジストロフィー協会県支部、県精神障害者福祉会連合会、県自閉症協会の6団体の運営費補助金が廃止されようとしています。これら団体にとって、ダブルパンチです。県は、「意図したわけではない」と弁明しましたが、ならばあまりにも安易な対応です。これまで県の福祉行政の振興に貢献してこられた団体に冷たい仕打ちをしておいて、加速化プランで、「県民との協働」をキーワードとされる県の姿勢は明らかに間違っています。これら団体への運営費補助は復活されるべきです。

このように、自治体の責務である「福祉の増進」は投げ捨て、県民が望んでもいない「国内外とのネットワーク整備」は「持続」させようとする予算案には決して賛成できません。

歴史的な大改悪と言えば、私学助成制度も同様です。新年度予算に於いて生徒一人当たり 8 8 8 8 円の削減が行われます。

この間、県内の 7 つの私立高校が、授業料を滞納したまま卒業した生徒計 1 3 人に卒業証書を交付しなかったり、交付後に回収していたことが明らかになりました。学費未納を理由に卒業証書を回収するなどは、教育の場であってはなりません。

経済的な困難をかかえる高校生がかつてなく生まれている中で、私学助成の減額は断じて許されません。私学助成の削減を中止し、経済的に困難をかかえる私立学生に対して、授業料減免と奨学金の拡充、交通費補助制度の創設を実施することを強く求めるものです。

第 1 3 号、港湾整備事業特別会計は、港湾整備事業のうち、収益事業にかかわる部分を分離させ、特別会計としたものです。新年度予算にはガントリークレーンの改良やふ頭建設など 1 3 億 8 2 0 0 万円の事業が計上されるとともに、過去に行われた港湾開発事業の借金 1 9 2 億円の返済のため、約 2 0 億円の公債費も支出されます。不要不急の港湾開発は抜本的に見直されるよう要望し、反対します。

第 1 4 号、電気事業会計予算には、企業局が平瀬ダムに付随して計画している発電所建設に伴うダム建設費の負担金が含まれています。水力発電はクリーンエネルギーとして評価していますが、不要不急で環境を壊す平瀬ダムの建設を前提とした発電所の建設は容認できないとの立場から反対します。

第 1 5 号、工業用水道事業会計予算、並びに 6 8 号、同補正予算についてです。同事業は、需要予測を大きく見間違え、過剰投資による大量の未売水をかかえているため、新年度も一般会計から 5 億 6 0 0 0 万円の長期借入金を計上しており、その残高は 1 5 4 億円にも達します。経営改善対策の第一歩は何よりも一部に残されている安い料金を見直すことです。

ところが議案第 4 1 号、工業用水道条例の一部改正では、厚東川と厚狭川工業用水道の基本料金を 3 0 % 前後も引き下げることが提案されています。これによる減収は年間 6 億円にもなります。企業債の償還が進行し、給水原価が減少するためと説明されていますが、値下げの恩恵を受ける企業に対して、「協力金」などを求めるなどの対応があつてしかるべきであり、反対します。

第 2 4 号、知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例のうち、知事等、特別職の給与減額割合を拡大することには賛同しますが、減額措置を一般職にまで拡大することには同意できません。知事は「未曾有の財政危機」を給与カットの理由にあげられますが、「財政危機」を招いた原因は、不要不急のムダな大型公共事業に偏重する一方、大企業・大金持ちに対する優遇税制で財政破たんを進行させた歴代政権と、

その政策に無批判に従ってきた県政運営にあると考えます。そのツケを一般職員に負わせるのは間違いです。

また、人事委員会でさえ、民間給与との格差是正のため、給与引き上げを勧告しているなかでの給与カットは道理がなく、民間給与の削減、地域経済の衰退につながる恐れもあります。給与カットは当面3年間とされていますが、一刻も早く、中止するよう強く要請します。

第26号、学校職員の給与に関する条例の一部改正のうち、人事委員会勧告に係わる給与月額引き上げには賛成ですが、義務教育等教員特別手当の引き下げには同意できないため、反対します。

第30号、税賦課徴収条例及び収入印紙条例の一部改正では、身体障害者等に対する自動車税の減免制度について、年度途中で対象となった場合に、月割りで減免するという制度改正が行われています。これはわが党も要望していたことで評価しますが、減免額に上限額を設けることには賛同できませんので、反対します。

第32号、使用料手数料条例等の一部を改正する条例では、介護サービス情報の調査・公表手数料や高齢者運転講習手数料の値下げなど、わが党が要望していたことの反映が一部ありますが、一方で、自動車保管場所証明書や病院の文書料証明書の手数料やスポーツ・文化施設の使用料など83項目、820件の値上げにより、差し引き約3700万円の負担増となるため、反対します。

関連する第33号、県立職業能力開発校条例の一部改正は、同校の普通課程について、授業料、入学選考料及び入学料を新たに徴収するものです。授業料は県立高校と同様に月9900円、年間118,000円の負担を課すものです。深刻な就職難のなか、職業訓練の充実が求められている、まさにその時に、新たな負担を強いることは決して容認できません。

第42号、学校職員定数条例の一部改正のうち、小学校1、2学年すべての学級を35人以下学級化するためなどにより30人増員することは、県民要望にそった施策であり、評価します。しかし、一方で、高等学校で35人、中学校で13人を削減する内容であり、賛成できません。本会議での一般質問でわが党の久米議員が指摘したように、山口県の臨時採用教員は、今年度1224人、うち欠員を補充している教員が865人もおられます。この人たちは本来、正規採用であるべきです。教育に臨時はありません。学校職員の定数は抜本的に増員するよう強く要望します。

第43号、県立高等学校等条例の一部改正は、高校再編に伴い、安下庄、久賀、大嶺、美祢工業の4高等学校を廃止するものです。県立高校の統廃合は、一人ひとりの生徒に寄り添い、個性豊かな教育をすすめるなど、小規模校が果たしてきた教育的役割を評価せず、学校規模のみで廃校をすすめることで、どこに住んでいても等しく教育を受けられる権利さえも奪うことにつながります。地域の社会、経済においても高校がなくなることは重大な損失です。高校再編計画の凍結と抜本的な見直しを強く求

めるものです。

第45号、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例改正により、岩国西、大島、平生、厚狭の4警察署が廃止され、「幹部交番」に格下げとなります。警察署は地域住民にとって治安の要として頼られています。実態として機能低下にはつながらないとの説明をお聞きしましたが、住民感情に立てば賛成することはできません。

第48号、産業技術センター条例を廃止する条例は、同センターの独立行政法人化に伴うものです。独立行政法人化は独立採算性を原則に、サービスの引き下げや職員の勤務条件の引き下げにつながるものであり、賛成できません。

第51号は、県立大学の料金の上限の変更の認可をするものです。内容は授業料の上限を現在の535,800円を589,000円へと53,200円引き上げるものです。大学の授業料は無料が、世界のすう勢です。これに逆行する変更は撤回すべきです。

第52号、県道路線の廃止は、愛宕山地域開発事業の中止と都市計画事業の廃止に伴い、計画されていた県道牛野谷尾津線を廃止するための議決です。都市計画の廃止は法的にも認められず、住民合意もないことから到底容認できません。よって、県道路線の廃止にも同意できません。

第71号、県事業に要する市町負担金の金額を変更する議決により、今年度も19市町に62億円の負担が強いられます。国の直轄事業負担金について知事は、廃止に向け、国に強く働きかける考えを示され、県事業の市町負担金についても、同時並行的に見直しについて検討すると明言されました。直ちに廃止すべきとの立場から反対するとともに、一刻も早い廃止を要望します。

賛成する議案のうち、第47号、拡声器による暴騒音の規制に関する条例の一部改正について、一言、意見を述べます。

同条例は、拡声器を搭載した街頭宣伝車が発する暴騒音を規制するため1993年4月に施行されました。条例制定をめぐっては、集会及び結社の自由、表現の自由、勤労者の団結し、団体行動をする権利、その他、憲法で保障された基本的人権を侵害する恐れがあることから、大議論になり、わが党は条例制定に反対しました。

今回、改正が必要な理由について県警本部は、①街宣形態が悪質、巧妙化し、効果的な取り締まりが困難、②悪影響を受けた地域住民の心身の回復を図る必要性があることなどをあげ、測定方式の改善、警察署長による使用禁止命令及び罰則の新設などを行うとの説明を受けました。

条例制定から15年間に県警が認知した右翼の街宣活動はのべ4719台、11,980人を数え、2件3人を検挙、停止命令は139件、勧告は66件などとなっております。取り締まりは右翼の街宣活動に限定されているとのこと。

15年間の実態と、今後も憲法で保障された基本的人権を最大限に尊重し、公平・適正な運用を図るとの説明を担保として、今回の改正には賛成します。

最後に、福祉医療費助成制度の継続を求める請願3件についてです。本請願は、合計30,000人を超える広範な県民の願いがこめられたものです。請願項目に「一部負担金導入反対」が全て含まれています。この請願に対する委員長の報告は継続であります。継続には賛成はいたしますが、6月議会を待っての採決では手遅れです。一部負担金が実際に徴収され始めるのは、7月からです。負担金徴収の作業が準備される前の適当な時期に、臨時議会を開催し、「一部負担金導入反対」が含まれた請願を採択されることを議長に要望し討論を終わります。